

調査協力とファクツ・アベイラブルの適用

- アンチ・ダンピング調査では、調査協力は利害関係者の判断ですが、仮に調査協力しない場合は、調査当局が知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル（FA））により決定が行われる可能性があります。
- アンチ・ダンピング調査には、調査対応の義務付けはなく、調査への協力は利害関係者の判断に委ねられています。
- 一方で、AD協定6.8条では、
 - ① 調査当局が必要とする情報の入手を許さなかったとき、
 - ② 情報を提供しなかったとき、
 - ③ 調査を著しく妨げたときには、**調査当局は知ることができた事実**（Facts Available（FA）、**ファクツ・アベイラブル**）に基づいて決定を行うことができるとされています。
- ファクツ・アベイラブルには、公表情報などの二次的情報が含まれる他、申請書の情報も含まれ得るとされています。（AD協定付属書Ⅱを参照）
- 利害関係者は、ファクツ・アベイラブルが適用される可能性も踏まえて、調査への協力の必要性を判断することになります。

証拠提出等と秘密扱いの要請

- 利害関係者が提出する証拠等は、調査当局に対して、秘密の扱いを行い、他の利害関係者に開示されないように要請することができます。
- 調査協力を行う場合、アンチ・ダンピング調査の中では、調査当局の求めに応じ、個別企業の取引情報やコスト情報などを求められる場合があります。これらは企業にとって機微な情報に当たる場合があります。
- AD協定6.5条では、情報を提供した者の当該情報についての情報源である者に対して著しい悪影響を及ぼすこと等を理由として、情報を秘密扱い（前回コラムの閲覧のプロセスや調査当局の報告書において開示されない）をすることができます。
- ただし、この場合、
 - ① **秘密の取扱いの要請（正当な理由が示される必要があります）**
 - ② **秘密の取扱いを要請した情報に関しては、当該情報の実質を合理的に理解できるようにするための要約**を提出する必要があります。（詳細はAD協定6.5条を参照）
- 要約の手法としては、数値であれば、指数化やレンジによる表記（例：50-150）が一般に用いられています。

貿易救済措置について理解を深めてみませんか

- 特殊関税等調査室では、企業・団体の皆様からの貿易救済措置に関する個別相談や各種会合・勉強会における説明のご要望を随時受け付けています。
- 申請に向けた相談のみならず、貿易救済措置の制度や世界の最新動向のご紹介まで広く受け付けています。ご説明する内容もご要望を踏まえて対応させていただきます。
- 貿易救済措置について理解を深めていただく機会としてご活用ください。



世界的には自社が生産する製品はよくダンピング調査の対象となっているが、そもそも調査ってどんなもの？



ダンピングの疑いがあるかどうか確認したいが、何か有効なモニタリングの手法はないものか。

調査申請を検討したいが、どこから準備を始めたらよいのか。



【相談の申込み】

・下記のアドレスに、企業（団体）名・氏名、相談の背景・概要をお送りください。折り返しご連絡を差し上げます。

登録先：s-boeki-tokusyukanzei@meti.go.jp

※一部のご相談については、当室でお答えできかねる場合がございます。その際は、担当部署をお伝えさせていただきます。